

入札監理小委員会
第470回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第470回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年8月4日(金)14:37～16:41

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○情報システムの総括運用管理支援業務（(独)日本芸術文化振興会）

2. 入札結果報告及び事業評価（案）の審議

○道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）

○港湾、空港における発注者支援業務（国土交通省）

3. 事業評価（案）の審議

○政府米の販売等業務（農林水産省）

4. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（(独)日本芸術文化振興会）

総務企画部 情報推進課 田畑課長、岩淵係長

総務企画部 契約課 小室課長、亀田課長補佐

（国土交通省）

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 常山室長 堤課長補佐

（国土交通省）

港湾局 技術企画課 建設企画室 魚谷室長 花田品質確保企画官

（農林水産省）

政策統括官付貿易業務課 牛草課長、西村米流通調整官、齊官課長補佐、久野係長

（事務局）

栗原参事官、池田参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第470回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人日本芸術文化振興会の情報システムの総括運用管理支援業務の実施要項（案）、国土交通省の道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の入札結果報告及び事業評価（案）、国土交通省の港湾、空港における発注者支援業務の入札結果報告及び事業評価（案）、最後に、農林水産省の政府米の販売等業務の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人日本芸術文化振興会の情報システムの総括運用管理支援業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部情報推進課、岩淵係長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岩淵係長 日本芸術文化振興会情報推進課の岩淵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、独立行政法人日本芸術文化振興会情報システムの総括運用管理支援業務実施要項（案）につきましてご説明をさせていただきます。変更点の概略につきましては、お手元の資料の後ろのほうに図がございます。業務の概要という赤色のような図のほうにまとめてございますので、あわせてご参照いただければと思います。本件につきましては、前回調達時には結果的に1者応札となったことを踏まえまして、より競争性が高まるよう業界の状況等を調査しつつ、十分な準備期間の確保や仕様内容の精査などを行いまして、より入札に参加しやすい実施要項となるよう検討いたしました。具体的な調査方法は、次の3種類となります。あわせて調査を受けて改善した点もご説明させていただきます。

まず1つ目の調査ですが、前回調達時に仕様書をダウンロードしたものの応札しなかった業者6者に対しまして、応札しなかった理由は何か及びどのようにすれば応札しやすいかという観点から5月下旬に電話にてヒアリングを実施いたしまして、口頭にて回答を得ました。その要約が、お手元の資料の後ろのほうにございます参考資料、契約状況等の推移という表の平成28年度から29年度の欄の一番下に、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果という欄にまとめてございますのであわせてご参照ください。ヒアリングをいたしました結果、準備期間が短く人員確保が困難であったこと、契約期間が短かったこと、大阪における現地対応要件が厳しかったこと、サーバー50台及びクライアントPC600台という実績要件が厳しかったこと、前回落札価格が低かったことといった回答を

得ました。この結果を受けて3点を改善いたしました。これにつきましては、先ほどの業務の概要の上部1から3に該当いたしますのであわせてごらんください。

まず1つ目になりますが、IT人材の不足が問題となっております。昨今、企業側としましては、業務を受注したくても急には人材を確保できないという事情が存在しています。そのため、運用開始までの準備期間が短いと人材確保が困難であるというご意見がありました。そこで、準備期間を2か月から3か月に延長いたしました。2番目、同じ人材確保という面におきまして、契約期間の短さもネックになるとのことでしたので、契約期間を23か月から37か月に延長いたしました。3番目は、大阪国立文楽劇場における現地対応の負担感を文言修正によって軽減いたしました。具体的に申しますと、お手元の実施要項（案）50ページをごらんください。こちらの中ほどに、運用管理要員の構成という項目がございます。こちらにつきまして、振興会としましては、障害発生時に対応要員を派遣すればよいということを意図しているところがございますが、関西支社を持つことが必須要件であるという誤解を招きかねないような文言となっておりますので、こちらを、障害対応の具体的な指示を受けてから対応要員を派遣すればよいという趣旨を明示する文言に変更いたしました。

続きまして、2つ目の調査方法になりますが、6月中旬から7月初旬まで振興会ホームページ上でパブリックコメントの募集を行いました。この結果、6者が仕様書交付を希望しまして、うち2者からご意見をいただきました。そのご意見を検討いたしまして、次の3点につきまして変更いたしました。こちらは、先ほどの業務概要の4番から6番に該当いたします。

まず1つ目、4番目になりますが、運用管理要員に必要な要件を2つの点において緩和いたしました。まず1点目になりますが、実施要項（案）49ページのほうをごらんください。下のほうにございます（2）になりますが、運用管理要員責任者に必要な要件②、過去5年以内において、サーバー50台、クライアントPC600台程度のシステムの運用等の業務を実施した経験を有していることという要件を、役職員数350名程度と変更いたしました。こちらの600台という数は振興会内に存在する端末の実数ではございませんが、部署内の共用端末など、常時稼働ではない端末も計上されておまして、実際に常時稼働している端末数は役職員数とほぼ同数であることから、役職員数をもって規模をあらわすことにいたしました。2点目は、実施要項の今度は50ページのほうをごらんください。一番上の③とその少し下でございます（3）②になりますが、運用管理要員責任者

と運用管理要員に必要な要件として、I T I L Foundationの資格所有を定めておりますが、I T ガバナンスのフレームワークの知識を有することを証明する手段をI T I L Foundationの資格所有に限定せず、運用管理の実績による証明も許容する文言に変更いたしました。

それから、続きまして⑤になりますが、今度は実施要項の32ページをごらんください。上のほうにエという、人による監視を24時間365日行うこととございますが、こちらにつきましては、サービスレベルの維持が可能であれば有人に限定しないということで、有人によるという文言を削除いたしました。

それから、6番目になりますが、今度は実施要項（案）47ページをごらんください。中ほどにあります（7）講師条件になりますが、パソコン研修の講師条件としてMOT以上の資格を有することと定めておりますが、こちらは、同等以上のスキルまたは実績を有することをもってかえることを許容する文言に変更いたしました。

以上が2つ目の調査の内容を受けて変更した点になります。続きまして、3つ目の調査方法になりますけれども、5月下旬にI T分野専門のアドバイザー企業にどのような面を改善すれば応札しやすくなるか、助言を要請いたしました。ほぼヒアリング内容と同様の回答でございましたが、加えまして、運用管理業務の効率化やユーザー満足度の向上について運用管理要員と振興会とがともに協力して図っていく姿勢を示すことで、モチベーションを高めることができるとよいとの助言を得ました。そこで、実施要項（案）52ページをごらんください。下のほうにございます4.8その他の部分になりますが、以前は運用管理要員が一方的に改善を図るかのような文言にも読めましたので、こちらを、振興会もともに協力して業務改善に取り組むとの意思を示すような文言に変えました。こちらにつきましては、業務の概要の上部の7番に該当いたします。

以上が、より多くの企業が入札に参加しやすくなるよう改善した箇所になりますが、このほかに平成30年3月の振興会基幹ネットワークシステム一式の更改に伴いまして変更した箇所もございます。本更改により、基幹ネットワークシステムに生じる最も大きな変更点は、現行ではDNSサーバーやプロキシサーバーなどのネットワークをつかさどるサーバーは全て振興会内に設置していましたが、今回の調達では、それらのサーバーにつきましてクラウドのサービスを活用する点になります。その意味で、運用管理要員がケアすべき対象が、物理サーバーからサービス内が変わります。ネットワークを管理するという意味では、業務内容自体には大きな変更がないという認識でおりますが、実際には、物

理サーバーが減ることに伴う作業量の軽減などのコストの削減を期待しております。

以上が修正箇所の説明となりますが、続きまして、事前にご指摘をいただきました点につきまして、回答させていただきたいと思います。

まず、1点目になりますが、実施要項（案）54ページのほうをごらんください。こちらは、ネットワーク図の概略イメージとなっておりますが、こちらの図の左側、オレンジ側のデータセンター／クラウドシステム部分にシステム監視というものが下のほうにございます。また、図の右側、青色の部分にも業務システムとあるけれども、次期では、両方が業務の範囲内になるのか、両方が業務になるとすると、現行では1つで済んでいると思われる回線が次期では2回線必要になるのか、2回線必要になるとすると、業者にとって新たな負担であるが、そこは明確にされているかという点についてご質問いただきましたので、回答させていただきたいと思います。右側の業務システムの監視は、従来どおり運用管理要員が行う部分になります。一方、左側のシステム監視は、基幹ネットワークシステム業者が行う監視になります。クラウドサービスを実現するために導入する回線は、あくまでクラウド導入業者の範疇でございまして、そのため、回線数の増減による業者の負担は増えないという想定しております。ただ、こちらはちょっとわかりづらいところもあるかもしれませんので、構成図で範疇外と記載するなど、何かわかりやすいような変更を加えたいと考えております。

2点目は、クラウドへの移行に伴うユーザー設定などについて、クラウドへの移行を行うのか、行うのは誰なのか明瞭にされているかというご質問でございまして、ご指摘のとおり明確には記載されておられません。実施要項39ページのほうをごらんいただけますでしょうか。中ほどに（4）その他の事項についてという項目でございますが、こちらのほうに④としまして、平成30年3月1日から、基幹ネットワークシステムのクラウドサービスへの移行を予定している。現行システムから移行する際に必要となるユーザー設定等は、全て基幹ネットワーク導入業者が行うという項目を追加したいと思っております。

続きまして、3点目のご質問になりますが、また、54ページのほうに戻りますけれども、54ページの図では、新しい業務を請け負う業者にとってこちらの図が大まか過ぎると思われる、より詳細な図はどのような形で提示するのか明瞭にされているのかというご質問でございました。次期基幹ネットワークシステムの調達につきましては、現在手続の途中でございまして、8月22日公示、11月2日契約の予定でございます。本調達では、構成を応札業者が提案するプロポーザル方式であるため、契約が完了するまでは次期ネッ

トワークシステムの詳細な構成図を総括運用支援業務の応札業者へ提示することができません。そこで、次期ネットワークシステムの詳細な構成図につきましては、基幹ネットワークシステムの契約完了後に振興会ホームページ上で開示したいと思えます。つきましては、実施要項（案）の26ページになりますけれども、真ん中より少し下のほうに1.4.3振興会情報システムの構成という項目がございます。こちらの1段落目の最後に基幹ネットワーク業者決定後、11月初旬を予定ということで、振興会ネットワーク構成図を振興会ホームページ上で再掲出すると追加したいと思えます。

4点目になります。本案件について新たに業務を請け負う業者にとって、クラウド化される基幹ネットワークシステムの仕様の情報も提供されるべきである、その提供方法は明確にされているかというご指摘でございますが、次期基幹ネットワークシステムの調達仕様書を提供するようにしたいと思えます。ただし、当該仕様書は現在策定中でございますので、本件公告時に参考資料として開示したいと思えます。

5点目は、実施要項（案）63ページのほう、別紙で遠隔監視対象機器一覧がございます。こちらの一覧はクラウド化に伴う変更がされているものと理解してよいかというご質問でございましたが、見え消しとしておらず大変失礼いたしました。基幹ネットワークシステムの更改に伴う変更については変更がなされております。ただし、それとは別途に調達するナンバー1から4、ホームページ関係のサーバー等とナンバー5から6の図書システム関係の両方のシステムが更改になるんですけれども、その更改時のクラウド化に伴い運用支援の監視対象から外れるべきところが残ったままとなっておりますので削除させていただきます。大変失礼いたしました。

6点目は、意見募集の結果、有人による監視を24時間365日行うことについて、有人による条件を削除されるものと聞いているが、これについて67ページの従来の実施状況に関する情報の開示内の過去の経費のうち、有人による場合の経費内訳を記載して、新たに請け負いたいという業者へ情報提供することは可能か、検討の余地はあるかというご質問でございました。こちらは現在手元に資料がございませんので、請負業者のほうに確認したいと思えます。

7点目は、募集の結果、ITガバナンスのフレームワークの知識を有することを証明する手段について、証明書の提示だけではなく実績の提示も許容すると聞いているが、この証明書の発行主体はどこなのかというご質問でございました。ITIL Foundationの日本国内の資格は、エクシントISEBが主催する試験にて認定される資格でございます。

8点目は、意見募集の結果、パソコン研修の講師条件であるMOT以上の資格所有について、同等以上のスキル、または実績を許容すると聞いているが、同等を示すためのマイクロソフト以外の他の会社などの資格があるのかとのご質問でございました。これは特定の資格をもってかえるのではなく、MOT相当の内容を扱う研修講師を務めたことがあるなどのスキルや実績をもってかえることを想定しております。

実施要項（案）のご説明は以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○若林専門委員 ご説明ありがとうございます。さまざまな改善をされていて、間口が広がっているという印象を受けたんですけども、私の質問は、特に先ほどの概要図の①のところの準備期間の延長に関してなんですけれども、これ自体は、やはり間口を広げるという意味でよろしいと思ったんですけども、通常、人員確保が難しいということについて準備期間という場合に、入札するまでに人が集まるかということを検討して、それで集まるとなったら入札するというのを考えますと、ここで言う準備期間というのは、むしろ公告からの期間のことか、あるいはそちらと関連が深いのかなとも思ったんですけども、この点はいかがでしょう。

○田畑課長 今回3カ月にしたのは、入札をした後に人を確保するということが主眼になっています。これはヒアリングをした結果で、やれるんだけれども、契約がとれたらという保証がなければ人を探すことがすらできない、事前に確保してもその人が仕事につけないということもある場合があるので、できれば落札後3カ月間の中で要員を確保しますと。それを受けのためには、落札、要するに決定した後ということ結果でこういう形にさせていただきました。

○若林専門委員 そうすると、探す、きちんと確保するためには、絶対に働けますという確証が必要だというご趣旨ですね。わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。非常にいろいろなところを検討されているなという感じがいたしますが、2つ質問したいんですけど、1つは、6者に対してヒアリングをされたということですが、この6者の顔ぶれというのはどんなような顔ぶれかなと。大手ベンダーだけなのか、ベンチャーみたいなのところもいるのかというようなことが1つ

と、あと、67ページのところで、人件費がほとんどの業務の中で、今、運用管理責任者と運用管理要員が1人ずつここに張りついているという形になるんですが、今回の改正で、人的な負担というのはどのぐらい減るといふふうに予想されていますか。この2点を教えていただけますか。

○田畑課長 すみません、ヒアリングした業者は、もう直接会社名でもよろしいですか。大手ですけれども、日本電気、それから日立公共システム、日立システムズ、それからNTT、あとは、I I J、それと、これはちょっと大手ではないんだと思いますが、KDCという会社、この6者です。

それから、人員のほうなんですけど、基本的には変化はないと考えています。

○井熊副主査 やっぱり2名常駐になってしまうということなんですか。

○田畑課長 いや、基本的には交代要員というような意味合いで、必ずしも2名の常駐を依頼しているわけではありません。現在は2名いますけれども、その前の業者は1名でやっておりました。ただ、外に出ているときとか不在の場合がありますので、現実交代要員を置きながらという形になっていて、現状としては2名になっています。今回の変更でもそこは変わらないと思っています。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

○若林専門委員 済みません、細かいことなんですけど、今、井熊先生からご質問のあった、1点目の6者がどういう会社かというご質問だったんですけど、それはこの説明会に参加して入札しなかった会社とかぶっているという理解でよろしいのでしょうか。

○田畑課長 資料をダウンロードした会社ということで、説明会は開催しておりませんので、その6者です。

○若林専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○小尾専門委員 先ほどご説明があった死活監視の部分なんですけど、もともと、先ほどのご説明の中だと、ネットワークシステムに関してはサービスの監視をしてくださいというふうに言っていて、業務システムとかに関しては機器も含めてというようなご説明だったと思うんですけども、そこら辺がちょっとあやふやなような気がしていて、先ほどの別紙のほうでは、遠隔監視対象機器一覧というふうになっているんですが、遠隔対象のいわゆる監視対象のサービスって一体何なのかというような記載が具体的にないので、絵の中

では、監視サービスはクラウドサービスを提供する側がやりますよと言っているんですけども、そのクラウドサービスがやる範囲というのは、機器の死活監視なのか、それともサービスも含めてもしやるんだとすると、じゃ、こっち側の請負業者さんは一体何をやるんですかというのがクリアではないので、クラウドサービスの中で何らかのサービスが生きているか死んでいるかを監視してほしいということであれば、それもまた別紙みたいな形で具体的に、ここの部分のサービスに関しては生き死にを見ておいてくださいねという記載をしておいたほうが親切かなと思いますので、対応をお願いします。

○田畑課長 わかりました。

○石堂主査 ほかいかがですか。

私からも、非常に細かい点で申しわけないんですけど、52ページに、改善提案なんかについて、いわば「出せ、出せ」と言うだけの表現をちょっと変えたというところで、これは非常にいい着眼だと思うんですけど、2行目の随時、振興会に提案しての後、「振興会と協力してともに改善」というのは、これはむしろ「振興会は協力して改善に努める」というふうにさせていただいたほうが姿勢がよりはっきり出るんじゃないかなと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○田畑課長 はい。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○石堂主査 それでは、先ほどのご説明の中で、事前の質問等で若干、交付要項の改正があると思いますので、その辺、本日の審議を踏まえまして、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して我々各委員が確認した後、手続を進めるようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

また、各委員におかれましては、質問等ございましたら事務局のほうにお寄せいただきたいと思ひます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○田畑課長 ありがとうございます。

（日本芸術文化振興会退室、国土交通省大臣官房技術調査課入室）

○石堂主査 それでは、続きまして国土交通省の道路、河川・ダム、都市公園における発

注者支援業務等の入札結果報告及び事業評価(案)についての審議を始めたいと思います。

入札結果及び事業の実施状況について、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室、常山室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○常山室長 ただいまご紹介いただきました常山です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして簡単に概要をご説明申し上げます。まず、資料2-1でございます。

平成29年度の発注状況についてご説明申し上げます。これは、経年的な傾向を把握するために、例年とほぼ同様の分析をさせていただいております。まず、前年度と今年度につきまして、4月の1カ月で契約となりました業務の状況を比較してございます。これは、発注者支援業務の特性としまして、継続的に実施することが必要であります。このため、年度初めの4月期の比較を行うことで、その傾向を把握できるということからこのような整理をさせていただいております。

2の(1)にあります表をごらんください。契約状況につきましては、件数と金額、それぞれ昨年4月期との比較をしております。昨年との比較でございますけれども、増加傾向にございます。件数ベースで見まして、合計で1.12、金額でも1.21ということで、大きく増加しております。これの具体的な内容ですけれども、複数年契約していた業務が平成28年度に完了しまして、新たに後続となる業務をこの4月に契約したものが多くあったということが考えられます。1ページの下の参考の表でございますけれども、契約相手別の受注割合を整理しております。後ほどご説明いたしますけれども、弘済会の発注者支援業務等の計画的な譲渡に応じまして、弘済会の受注割合のところでございますけれども、27年、28年、29年と合計の欄を見ていただきますと、それぞれ10ポイント、7ポイントと減少してきておまして、平成29年は、割合では1%となっております。一方で、2つ右隣の民間事業者の欄を見ていただきたいと思いますけれども、78ポイントから97ポイントと上がっております。これは、東北での震災復興関連業務を除きまして、弘済会等の事業譲渡が完了した結果でございます。弘済会等のところ及び民間JVで残っているそれぞれ11件、18件は、今申し上げました東北の震災復興関連業務ということでございます。続きまして、裏面の2ページをごらんいただければと思います。金額ベースでも件数ベースと同じように弘済会で減少、その分、民間事業者のほうで増となっているのがわかります。

(2)の業務の履行状況でございます。これも、過年度に契約しております27年度、28年度の契約案件との合算になりますけれども、業務件数が2%増、支出金額で9%増となっております。これは、昨年度の北海道、あるいは東北での台風被害、大きな被害が出ましたけれども、こういったもので業務量の増大があったことなどが要因と考えております。

次の3ページでございます。競争性の改善状況でございます。まず、(1)、平均応札者数の推移でございます。これも上と下の表による比較になりますけれども、上の表が平成28年度、下の表が29年度ということになります。この表の一番右側の欄、全件というところになりますけれども、平均応札者数は、28年度が2.9者、29年度が2.9者ということで、ほぼ横ばいとなっております。単年度、2カ年、3カ年、それぞれの例えば少の差異はございますけれども、平成22年度よりは増加しているところでございます。また、表にはないんですけども、平成27年度は、単年度は2.9者、2カ年、3カ年、それぞれ2.3者、1.1者ということで、2年前よりは増加してございます。

続きまして、下の欄、1者応札の状況でございます。業務別、また、発注期間別には大小ございますけれども、公物管理補助業務、これが総じて1者入札の割合が高くなっております。27年度よりも28年度は9ポイント増加してございます。全体でも1者応札の割合は5%の増加となっております。この要因といたしましては、後ほど分析結果ということでご紹介させていただけるかと思っております。

続きまして、4ページでございます。これは、平成29年度の地域別及び業務分野別の1者応札の状況です。3大都市圏があります関東、中部、近畿といったブロックでは、総じて1者応札の割合も低くなってございますけれども、北海道、東北といった地方部含めてやや悪化ぎみのブロックがございます。分野別に見ますと、発注者支援業務では積算技術業務や技術審査業務といった、官側、我々が行う仕事に近い分野で1者応札が多くなっております。また、公物管理につきましては、総じて1者応札が多くなっているところでございます。続きまして、5ページになります。業務分野別、ブロック別の1者応札の割合でございますけれども、これを見ますと、公物管理の業務につきましては、どこの地域でも1者応札がある傾向にございます。

続きまして、6ページでございます。これは、平均落札率の状況でございます。これにつきましては、平成22年度の民間競争入札実施前から経年的に見て大きな変動はしてございません。

続きまして、7ページでございます。

済みません、資料のほうが少し抜けがありましたので、資料2-2のほうを先にご説明させていただきたいと思います。昨年度の業務の実施状況の総括となっております。資料2-2でございます。内容は、今年度の4月期の業務と重複するところがございますが、簡潔にご説明のほうを申し上げたいと思います。

まず、事業の概要でございますが、平成28年度に業務が完了したものであるということで、平成26年度からの3カ年、27年度からの2カ年、そして28年度の単年度契約で実施した事業がここに記載してございます。対象となる事業でございますけれども、発注者支援業務が728件、公物管理補助業務が190件、用地補償総合技術業務、これが38件になります。受託者につきましては、震災復興関連業務を除きまして平成28年度で事業譲渡が完了しておりますので、弘済会及びJV合わせて4%、その他民間が96%というようなシェアになってございます。

次に2ページになります。対象公共サービスの実施内容に関する評価です。こちらの評価は、各業務の採点につきまして、平成22年度に完了した業務の平均評定点と各業務の3カ年、2カ年、単年度の契約別での平均評定点を比較して、その結果を評価してございます。表の下のほうでございますけれども、全体の欄をごらんいただければと思います。平成22年度の全体の点数が75.9に対しまして、28年度の単年度業務につきましては、表の一番右側でございますけれども、77.4ポイント、過年度の業務、26年度からの3カ年、2カ年、これらも77.3、77.7となっております。60点以上が最低合格点と理解してございます。これらは上回っておりますので、業務の品質という観点では確保されていると評価しております。

続きまして、(2)の民間事業者の創意工夫の評価でございます。これは、民間事業者からご提案をいただいておりますので、創意工夫、努力を毎年しているところでございます。まず、アの業務の実施方針に関する提案内容でございますけれども、特に照査専門の技術者を独自に配置して品質確保に努めた、そういった取り組み、あるいは独自の記録表を作成、活用することで進捗マネジメントを円滑に実施したとか、守秘義務やコンプライアンスに関しての教育、努力を行っていただいた事例が報告されてございます。イの業務に対する技術提案でございます。積算技術業務関係では、担当者の違いにより積算内容が異なるということはあるわけですので、こういったものを独自のマニュアルを整備し、品質確保に努めていただいているような事例がございます。続きまして、お隣のページ、3ページになりますけれども、河川巡視支援業務についての紹介です。河川管理、このたび、福

岡、あるいは秋田のほうで洪水が起きましたけれども、洪水が一旦起きてしまいますと甚大な被害が発生しますので、大雨が原因かはともかくとして、通常の管理を行ってしまうと河川氾濫などが起きてしまうということもありますので、きっちりと河川施設の変状を把握しておくことが重要になっております。このため、梅雨入り前の比較的気候のよい時期に重点的な実施を行いまして、河川の状況を把握して、出水時に速やかな措置を講じたような事例も報告されてございます。

次に、3の、下になりますけれども、実施経費の評価でございます。これにつきましては、業務ごと内容、量、期間等も異なり直接の比較が困難なため、競争性の観点につきましては、平均応札者数と1者入札の割合の推移で、経費削減の観点につきましては、平均落札率の推移で評価を実施しております。

おめくりいただきまして4ページでございますけれども、まず、平均応札者数の推移でございます。これにつきましては、民間競争入札実施前の平成22年と比較して増加傾向にございます。

また、(2)の1者応札の推移でございます。1者応札の割合は、3カ年、2カ年、そして単年度の業務全てが民間競争入札実施前と比較しますと増加してございます。これをよく分析してみましたけれども、公物管理補助業務のうち河川許認可審査支援業務など、発注件数の少ない業務におきまして1者応札が集中してございます。公物管理補助業務は特に官が行う公物管理の補助ということで、ノウハウ、あるいは技術者の確保、こういったところに課題があると私どもも考えてございます。

続きまして、お隣の5ページでございます。(3)に平均落札率の推移があります。これも民間競争入札実施前と比較してほぼ同程度となっております。

下の4の28年度の事業譲渡の実施状況でございます。28年度は、5つの地域づくり協会等で譲渡が進められております。例えば左上の関東地域づくり協会におきましては、合計30件が譲渡されてございます。

続きまして、おめくりいただきまして6ページでございます。5、事業譲渡対象業務の成績評定でございます。弘済会等から事業譲渡された業務のうち、28年度に業務が完了したのが145件でございます。公共サービスの質に与える影響につきましては、譲渡業務の評定点と全件の平均評定点の比較により評価を行ってございます。各業務ごと多少の前後はございますけれども、全体の平均評定点が77.6、譲り受け、譲渡がありました業務の平均評定点は77.2であり、ほぼ同等の業務品質が確保されていると評価してございます。

続きまして7ページ、まとめでございます。まず、総括でございますけれども、基本的には平均総合評定点とほぼ同等ということで、質の観点では十分に達成されていると考えてございます。また、平均落札率につきましては、民間競争入札実施前とほぼ同程度となっておりますので、適切な受注価格での業務が履行されていると考えております。(2) 今後の方針でございますけれども、一部の業務につきましては、1者応札の割合が減少するなど、競争性の確保の観点では多少向上しておりますけれども、引き続き改善の取り組みの継続が必要と考えております。また、公物管理補助業務の資格要件の拡大を実施しておりますけれども、平成29年度の発注でも、参加資格要件等の緩和につきましては、関係業団体の会員への周知、こういったものを要請しております、この取り組みは、今後も周知徹底に努めてまいりたいと思っております。また、今後とも競争性の確保に向けて、適正な競争環境を維持するための取り組み、具体的には複数年契約の拡大や資格要件の拡大など進めてまいりたいと思っております。

済みません、資料1の先ほど抜けていたページのご説明のほうをさせていただきたいと思っております。じゃ、5のところになりますけれども、複数年度の業務の導入効果でございます。2カ年、3カ年の債務負担行為をとって契約をするものでございますが、今、申し上げましたけれども、徐々にこれを広げてきております。ただ、応札状況ということでは、複数年度と単年度の違いによる1者応札の割合に大きな差は出てございません。2-1の、ちょっと前後しちゃいましたけど、最後に今年度の入札結果を踏まえた今後の対応でございますけれども、1者応札の割合が前年度より増加しておりますので、特に公物管理補助業務が目立った結果が出ております。1者応札になった業務につきましては、各ブロックの調整部局等で設置しております外部有識者で構成されます入札監視委員会でも重点的に選定を行いまして、入札状況については審議をいただいているところでございます。引き続き、個別の入札結果につきましては、有識者の審議を継続していくことにしてございます。また、公物管理補助業務につきましては、1者応札の状況を改善すべく、これまでもアンケート調査を実施し、その結果から、この業務に特化した技術者の確保に苦慮しているというような意見をいただいております。次年度の民間競争入札の実施要項の作成に当たりましては、改善すべき項目、あるいは入札への関心を高めるための内容方策につきましては、今後、ヒアリングも含めた調査等を行いまして、その結果を適切に反映させていきたいと考えてございます。

済みません、資料につきましては前後してしまいましたけれども、説明のほうは以上でござ

います。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Bに基づきまして評価（案）についてご説明いたします。

Iの事業の概要につきましては、事業主体のご説明と重複しますので割愛させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。評価、1、概要でございますが、昨年度の評価におきまして、旧建設弘済会等による事業譲渡が完了した段階において、その総括とあわせ、民間競争入札を継続することによりさらなる効果が見込まれるか精査の上、継続するかどうかの結論を得ることが適当というような評価としたところですが、まだ全ての譲渡が完了していないという点を踏まえまして、民間競争入札を継続することが適当であるというふうに考えております。

以下、評価の内容でございますが、下の表の中の確保されるべき質の達成状況でございますが、こちらにつきましては、業務成績評定点はいずれも60点以上であったことを踏まえまして、適切にいずれの契約についても実施されたというふうに評価しております。3ページ目の上段でございますが、契約期間中に旧建設弘済会等から事業譲渡された145件につきましても同等の評定点であったということから、事業譲渡が業務の成績に及ぼした影響というのではないのではないかというふうに評価しております。

民間事業者からの改善提案でございますが、いずれも昨年度と同等の記載でございますが、例えば積算技術業務におきまして、独自のマニュアルを活用することで一元的な日常の管理、それから成果品の品質確保につながったという点等が挙げられるというふうに考えております。

その下、(3)の実施経費でございますが、計956件契約がございますので、平均応札者数と1者応札の割合の推移から競争性の観点を、平均落札者数の推移から経費削減の観点について評価を行っております。①の平均応札者数の推移でございますが、下の表の黄色く着色したところでございますが、従前の平成22年度と比べまして、発注者支援の工事監督支援業務につきましては、一部上がっているところがございますけれども、全体としては、それらについてはほぼ同等の結果というふうになってございます。4ページ目をお願いいたします。②1者応札の割合の推移でございますが、従前の47%に比べますと全

体的に少し上がっているというような状況でございます。③平均落札者数の推移でございますが、こちらにつきましては、平成26年度からの3カ年の契約につきましては少し上がっている状況、その他についてはほぼ同等というような状況でございます。

5ページ目、(4)評価のまとめでございますが、確保されるべきサービスの質につきましては、従前の業務よりもやや評定点としては少し上がっておりまして、全件が実施要項によって実績として差が認められる60点以上であることから、達成されていると評価できると考えております。一方、1者応札の割合は増加傾向にございますし、平均応札者数も工事監督支援業務を除いてほぼ同程度で、1者応札の割合が極めて高かった26年度からの3カ年の業務については、平均落札率も高い水準であったと。こういったことから、昨年度と同様、競争性が改善されているとは言いがたい状況であるというふうに考えております。

(5) 今後の方針でございますが、本業務につきましては、平成23年度から実施しているところでございますが、昨年度の評価において、括弧の中に記載した内容について触れてございます。下線部、旧建設弘済会等による事業譲渡が完了した段階において、その総括とあわせ、民間競争入札を継続することでさらなる効果が見込まれるか精査することが必要ではないかと。その際には、この下の5つの点について、引き続き精査していただきたいという点について触れてございます。なお、今回、事業主体さんのほうから提出されました29年度の発注状況によりますと、東北の震災復興関連業務の事業譲渡が完了していないということから、引き続き民間競争入札を継続しつつ、これらの事業譲渡とあわせて5つの点の精査を進めていただく必要があるのではないかとというふうに考えております。なお、次期調達におきましても、民間競争入札による実施が適当ではないかとというふうに考えておりますが、事業主体さんからも実施状況の中で、適正な競争環境を維持するための取組を継続して実施していきたいというふうに触れられております。以前の入札監理小委員会における委員の先生方の指摘も踏まえまして、今後、アンケートの調査を実施する際には、本業務の受注経験がない事業者さんと受注経験のある事業者さんとのニーズを分けて把握して、それを実施要項に反映していただくという点が重要ではないかというふうに考えております。

総務省の評価(案)については、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました入札結果及び事業評価(案)について、ご質

問・ご意見のある委員はご発言お願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございました。なかなか参加者を増やすといっても容易ではないなということがあるんですが、今、公共事業で人員が逼迫しているというような理由も確かにあるかもしれませんが、ただ一方で、参加者が増えている業態もあるので、必ずしもそういう市況の状況だけではないのかなというふうに思っています。

今後に向けて質問ということであれなんですけども、1つは、弘済会の事業を譲渡したということで、それが進んだらよかったと思うんですが、譲渡した先というのは、結局今の1者入札の1者に譲渡しているケースが多いということになりますよね。だから、なるべく、例えば譲渡することによって実績を上げるように何か配慮したというか、形よりやっぱり仕事をしっかりやってもらうということを重視して譲渡されたということになるんですかね。その譲渡ということ、譲渡が進んだからといって結果的に競争率が上がらなかったですよ。

○常山室長 結果的には、今そういう状況になります。譲渡した先に仕事をそのまま継承しておりますので、そういった意味では、ノウハウはその譲渡先の企業に行っておりますので、入札参加要件の緩和として、ほかの企業も入れるようにはしているんですけども、先ほども説明の中で申したけども、特に公物管理業務とかになりますと、我々が、官がやっているような仕事に近いものですからなかなか難しいという、手間がかかるとか、そういったところもあるので、手を挙げていただけないケースがあるのかなとは思っております。

○井熊副主査 そういう配慮ができるのかどうかわかりませんが、せっかく事業を譲渡するのであれば、やっぱり実績の少ない人になるべく譲渡をしていくとかということで、何か競争性の改善に資するような形にできないのかなということがまず1つあるのと、あと、専門的な知識を要するというようなことがあるんですけども、補助業務でほんとうの意味での専門性というのはどこまであるのかなというふうには思っていて、最終的な専門的な知識を要する判断というのは、おそらく公共団体の方がされるんですよ。そうすると、あくまでも補助業務は補助業務で、きちんとやることをやっていただければいいという部分はあると思うんですよ。ですから、マニュアル化だとかシステム化だとか指導期間を入れるとか、多少もしかして手間が公共側にかかるかもしれませんが、そういうことをやっていかないと、やっぱり今の状況というのはなかなか打開できないのかなというふうに思います。

○常山室長 要項等はもちろんございますけども、そういった意味で参加要件の拡大等、これまでもしてきているのですが、この業務をほんとうに受けて、これは業者さんの立場からすると、もうかるもうからないみたいところが最初に出てくるところがあって、新しい今まで自分たちのテリトリーじゃなかったところに手を出すというところがなかなか進んでいないところがあるような面もありますので、以前ここの委員会でもご指導いただきましたけども、業界の皆さんに、こういう業務があるということをしっかりと周知するとか、その辺もうちょっと突っ込んで、今、先生からご意見いただきましたけども、こういう業務なので参入できるんですよというような丁寧な説明がひよっとすると今まで足りていなかったのかなという気はしますので、そこのところはちょっと改善していきたいと思います。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

私から2点ありまして、集合件名なので評価のときに平均値を出すのはやむを得ないところがあるんですけど、質の評価のときに評定点が60点、それを上回っているというのがあるんですけども、これは平均すれば全部70点以上でグッドだということだと思っておりますけども、中に、その60点をはるかに下回るようなものが含まれていたりするのかがというのがちょっと気になるんですよ。それで、表現として、例えば評価対象業務が全て60点以上であるとか、全件60点以上であるというときには、個件名ごとでなくて多分ここの表の業務種類だと思っておりますよね。それでもこの業務は、おそらく今残っている11件が弘済会から移ってくれば、いわば最終局面の評価になってくる。そのときに、この平均点とは別に、残念ながら評価点60点を下回っているものが例えば3件だとか4件あったとか、そういうことは明らかにする、それで、できればそういうことがないように、最後の1年やっていただきたいなと思います。

○常山室長 わかりました。

○石堂主査 それからもう1点、これは細かい話なんですけども、こっちの発注状況の中で、さっきの4ページですけども、地域別のやつを見ていてちょっと驚いたんですけども、大都市は比較的數字がいいという中でも中部の29年度の16%という数字なんです。これはもうその周囲の数字見ても断トツ、よ過ぎるぐらいいいんですよ。それで、これは前の年が51%ですし、その前は45%だしというから、29年度が異常値みたいに見えるんですよ。これは何か特筆すべきことがあったのか、まだ分析ができていないのか、そこをちょっとお聞きしたいなと思ったんですけど。

○堤課長補佐 中部の件ですけれども、我々も好事例なのかなといったことで調べてみたんですけど、結果的に、特にほかの整備局と違った取り組みはやられていなくて、ちょっとここはこれを参考にどのような広報だとか、今後の1者応札の改善に向けて何かできるのかなと考えていたんですが、特にこれといった工夫したのはなかったんです。

○常山室長 結果的にこうなったという感じですね。

○石堂主査 でも何かあるかもしれないですね。

○常山室長 済みません、公物管理が今年中部は少なかったようなんです。ですので、発注者支援のほうとかそっちのほうは皆さん、これまでも結構いろんな民間の方とかの参入があって、そっちのほうは1者じゃないのがあったんですけども、公物が少ないというのがこの16%、割合という意味ではきいているようでございます。

○石堂主査 そうしたら来年度その公物の件数が戻るとまた悪化するんですかね。

○常山室長 それはならないように努めて頑張りたいと思います。

○石堂主査 わかりました。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

○常山室長 あと済みません、答弁漏れが。60点以下は今確認しないとあれなんで、後で事務局からもしあるようでしたらご報告のほうをさせていただきたいと思います。

○石堂主査 そうですね、ないことを望みますけども。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

事務局、何かございますか。

それでは、本日の審議を踏まえまして、民間競争入札を継続するという方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省大臣官房技術調査課、国土交通省港湾局入室)

○石堂主査 それでは、国土交通省の港湾、空港における発注者支援業務の入札結果報告及び事業評価(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、入札結果及び事業の実施状況について、国土交通省港湾局技術企画課建設企画室、魚谷室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○魚谷室長 国土交通省港湾局建設企画室長をしています魚谷でございます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。まず、資料3-1でございます。平

成29年度港湾、空港における発注者支援業務の発注状況でございます。

分析条件ですけれども、28年、29年とも4月の1カ月で契約に至ったデータでございます。また、複数年契約での金額は、全体契約額のうち該当年の年割の額で整理しております。また、8地方整備局のほか、北海道開発局及び内閣府の沖縄総合事務局のデータを含んでおります。

2ポツですが、平成29年度の契約等の傾向でございます。1) 4月期の契約状況でございますが、下の表がでございますけれども、平成29年度は件数で78件、金額で37億1,500万になってございます。

2) の契約相手別の受注割合の状況についてに移らせていただきますけれども、下の表を見ていただきますと、件数ベース、金額ベースとも民間企業の受注の割合が、件数ベースでありますと、28年度32%に対して37%、金額ベースですと、29%に対して29年度が41%と、民間企業の受注が少し増加しているような状況でございます。

ページをめくっていただきまして、3) 年度別の業務履行状況でございます。年度別の履行状況につきましては、下の表を見ていただきますと、件数では28年度が152件であったものが、29年度146件、支出額で申し上げますと、28年度履行が77億6,600万であったものが、29年度78億2,300万になってございます。

次に4) 年度別の業務履行状況における契約相手別の受注割合の状況でございますけれども、履行件数でSCOPEの受注の割合が50%から47%、また、履行金額ベースでも41%から39%と、28年度に比べますと29年度は少しSCOPEの受注が減っているような状況でございます。

次に3ページ目に移らせていただきまして、3ポツ、競争性の改善状況でございます。1) 平均応札者数の推移でございますけれども、下の表でございますが、28年度に単年度、複数年ともに1.1者であったものが、29年度は少しですけれども、1.2者ということで、若干増加をしているようなところでございます。

2) の1者応札割合の推移、こちらにつきましても、下の表ですが、平成28年度単年度で87%、複数年で88%であったものが、29年度で単年度82%、複数年で85%ということで、1者応札の割合が少し減少しております。

3) の契約相手別1者応札の割合状況ですが、こちらにつきましても、SCOPEにつきましては、単年度、複数年ともに少し1者応札の割合が増えておりますが、民間企業のほうで1者応札の割合が減っているというような状況でございます。

ページをめくっていただきまして4ページが、地域別及び業務分野別の1者応札の状況でございます。まず、下の表の右側、1者応札の業務別の状況でございますけれども、監督補助業務、こちらの単体または組み合わせの業務では、1者応札率が29年度で74%ということですので、こちらのほうで1者応札が低い傾向にございます。また、地域特性につきましては、左側の縦長の表、1者応札の地域別の状況にございますが、こちらも昨年と同様ですけれども、特に九州ブロックで1者応札の割合が低いような状況にございます。

ページをめくっていただきまして5ページでございます。競争性の改善に向けた要件緩和等の効果でございますが、昨年度、こちらの委員会でもご審議いただきまして、それに従いまして、平成29年度につきましては、表の3段目にございますけれども、管理技術者の同種業務につきまして、発注者支援業務に加えてほかの設計、施工等、こういったもの、さらに類似については、建設コンサルタント業務に大きく拡大をいたしました。また、一番下のところになります。管理技術者の地域精通度の評価を従来、事務所単位とかであったものを整備局管内に広げる、こういったことをいたしました。その結果、今までご説明いたしました。若干ではございますが、平均応札者数が増加したり1者応札の割合が減少いたしましたので、競争性の改善に一定の効果があったのではないかと考えているところでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページでございます。平均落札率の状況でございますけれども、落札率につきましては、平成28年度とほぼ同様ということで、下の表の契約相手別の平均落札率の推移で申し上げますと、SCOPEであれば28年度と同じ93%、SCOPEと民間のJVにつきましても、同じ93から93、民間につきましては、逆に28年度は88%であったものが、29年は90%ということで、全体で見ますと、91%から92%ということで、少し平均落札率は上がっているようなところでございます。また、民間が上がっていることの裏返しみたいな話ですが、SCOPEと民間企業の落札率の差が縮まっている、こういった状況にございます。また、一番下の表でございますが、業務分野別の平均落札率の推移につきましては、監督補助業務で平成29年度90%と少し低い状況にございますが、ほかの3つの発注補助、技術審査、品質監視補助及び施工状況確認補助業務につきましてはほぼ同じような状況にございます。

ページをめくっていただきまして7ページの、複数年度業務の導入効果でございますが、まず、29年度の契約業務につきましては、全体件数の44%で複数年契約を実施しております。この中で1者応札の状況につきましては、単年度のうち82%が1者応札、複数

年度契約のうち85%が1者応札、こういったところがございますので、今のところ1者応札という面で見えた場合は、複数年度業務の導入効果は見られていないような状況でございます。

最後、6ポツになりますけれども、29年度の入札結果を踏まえました今度の対応でございます。29年度の発注におきましては、先ほどご説明いたしました管理技術者または担当技術者の資格要件の緩和、こういったことを実施いたしました。この結果、28年度と比較いたしますと、平均応札者数が若干増加し、また、1者応札の割合も減少したほか、民間企業の受注割合が増加、こういったことがございますので、競争性の改善に一定の効果が見られたのではないかとこのように考えております。ただ一方で、依然として1者応札の割合が高い状況が続いておりますので、引き続き競争性の改善に向けた取り組みが必要かというふうに考えているところでございます。今後の競争性の改善に向けた対策につきましては、民間企業さんに具体的な要件緩和等につきましてアンケート調査を行いまして、その結果を踏まえて今後の対応を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

3-1につきましては、まず以上でございます。

続きまして、3-2の平成28年度、昨年度の発注者支援業務の実施状況についてでございます。こちらにつきましては、平成28年度に業務が完了いたしました27年度に27、28と複数年度で契約したものと、28年度に単年度で契約いたしました事業、これにつきまして結果をご報告するものでございます。対象事業は、発注者支援業務、平成28年度単年度で55件、27年度の複数年度契約29件、合わせて84件でございます。この業務84件につきまして受託している事業者は、一般財団港湾空港総合技術サービスセンターが48件、こちらのSCOPEと民間のJVさんがとっているものが9件、その他民間がとっているものが27件でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ポツ、対象公共サービスの実施内容に関する評価ですけれども、まず、質についての達成状況でございます。下に年度別の平均総合評定点を示してございますけれども、市場化テストの導入前、23年度、このとき全体で76.4点でございましたものが、27年度で77.3点、さらに今回評価の対象となっている28年度は76.8点でございますので、若干の増減はございますもののおおむね同等というような評価をしているところでございます。

次に(2)の民間事業者が実施した創意工夫の事例ですけれども、ここは過去から実施し

たものを書いてございますが、まず、アの業務の実施方針に関する提案内容及び実施状況につきましては、5つ目のポツ、下から3つ目、監督補助者による施工計画書のチェックを事前に行った上で、受発注者双方が施工内容を確認する施工会議、週間工程会議及び月間連絡調整会議に参加し、定期的に工事内容の情報共有を行った、ここから下が28年度の結果として挙げられているものでございます。ページをめくっていただきまして、イの業務に対する技術提案内容及び実施状況につきましては、こちらは上から5つ目のポツ、万が一の工事故や滑走路上の落下物などのトラブルに備え、発注者からの点検・調査等の要請に臨機応変に対応できる経験者を配置し、臨機応変・応急に対応できる実施体制を整えた、ここから下が28年度に実施いたしました創意工夫の事例でございます。

次に3ポツの実施経費についての評価でございますが、こちらにつきましては、なかなか技術的に直接的に経費を比較することは困難でございますので、平均応札者数及び1者応札の割合の推移、これについて評価をしております。実質的には、昨年度に入札結果をご報告しているのとほぼ同じような内容になるかと思えますけども、平均応札者数の推移につきましては、下の表にございますけども、導入前、23年度で1.6であったものが27は1.1、28は1.7というふうになってございます。また、ページをめくっていただきまして、1者応札者の割合につきましては、23年度が64.5%、27年度は93.1、28年度は87.1というような状況になっております。また、平均落札率の推移につきましては、23年度が91.6%であったものが27年度で91、28年度が91.6ということで、ほぼ同等というような状況でございます。

ページをめくっていただきまして4ポツ、まとめ、評価の総括でございますけども、ただいまご説明いたしましたとおり、業務成績評定点につきましては、民間競争入札実施前とほぼ同等の平均総合評定点であることから、確保されるべき公共サービスの質は十分達成されているものというふうに考えております。また、他方で、民間競争入札導入後の本業務の応札者数は減少する一方で、1者応札の割合は増加しておりますので、競争性の観点についてはなかなか改善に至っていない、または経費削減の観点についても変化は見られないような状況でございます。

今後の方針でございますけれども、24年度より単年度または複数年の契約期間により民間競争入札を実施しておりますが、今回の評価におきましても、昨年度と同様、競争性の確保が課題であるというふうに考えております。これは、先ほどの今年度の入札結果と同じでございます。ですので、今後も競争性の改善に向けた取り組みを継続していくこと

が必要であるというふうに考えております。対応につきましても、先ほど29年度の入札結果をご説明したと同様に、民間企業さん等々にアンケートを実施して、また、要件緩和等々を進めていきたいというふうに考えております。

資料の説明は以上でございます。

○石堂主査 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省の評価（案）について、資料Cに沿ってご説明申し上げます。今年度の評価については、28年度に事業が完了した業務について評価を行っております。事業の概要につきましては、ただいまご説明をいただきましたので割愛をさせていただきます。

次のページに参ります。2ページにおきまして、評価の概要について申し上げます。次期においても民間競争入札を継続することが適当であるというふうに考えております。ただいまご説明がありましたように、競争性の確保という点で1者応札の割合がかなり高い状況が継続しておりまして、引き続き競争性改善のための取り組みが必要であるというふうに考えております。一方で、こちらの案件は、平成24年度からの市場化テスト実施で、今回で5期目の評価ということで長期化してきておりますので、ただ、これまでの取り組みにおいて、競争性の改善について大きく成果が見られていないことから、次年度以降の評価において、今後も市場化テストを継続していくべきかについて検討する必要があるというふうに考えております。

次に、評価の内容についてご説明いたします。確保されるべき質の達成状況につきましては、3ページ右上の表にございますとおり、おおむね平均77点程度と、60点以上を確保しておりますので、質の状況については達成しているものと評価しております。また、民間事業者からの改善提案につきましても、例年多くの提案がなされ、記載のとおり改善提案がなされておりますので、良好な状態かと判断しております。

次のページに参ります。実施経費の評価について、こちらは、28年度の完了業務が84件と契約数が多いので、平均応札者数と1者応札の割合の推移、あと平均落札率の推移によって、経費削減の観点について評価を行っております。①としまして、平均応札者数の推移につきましては、27年度が1.1、28年度が1.2と、市場化テスト実施前に比べて平均応札者数が下がっているような状況でございます。②としまして、1者応札の割

合の推移でございますが、5ページ目の右上の表でございますとおり、23年度と比べまして1者応札割合が高い状況となっております。また、③の平均落札率の推移につきましては、おおむね23年度と比較しましても同等の91%程度となっております。

続きまして、6ページの評価のまとめとなります。先ほど申し上げましたとおり、確保されるべき質の達成状況につきましては60点以上で、おおむね以前の水準を確保しているということで、達成していると評価しております。一方で、競争性の観点については、1者応札の割合ですとか、あと平均応札者数についてまだ改善の傾向は見られていないという状況、また、経費削減の観点についても、民間競争入札実施前と比べ、大きな改善がされたとは言いがたい状況でございます。よって、引き続き競争性と経費削減の観点において課題が認められているという状況でございます。

今後の方針といたしましては、今述べました評価を踏まえまして、次期においても民間競争入札を実施することが望ましいというふうに考えております。しかし、冒頭でも述べましたとおり、24年度から本評価で5期目と長期化をしております、その間に資格要件の緩和と事業の複数年化、入札時期の早期化など、競争性確保のためのさまざまな取り組みを国交省のほうで行ってきております。しかしながら、1者応札の割合について大きな改善が見られないという状況で、昨年度の評価において、今後の市場化テストの継続について検討する必要があるとされたところでございます。競争性が改善されない要因としましては、事業者のヒアリング等によれば、近年の建設コンサルタント業界における技術者が圧倒的に不足しているという点、あとは、継続した受注が確保できるか、新規参入をすることについて懸念があるというような意見が多く挙がっておりまして、要因の一つとしまして、市場全体の人材的な問題が大きく影響しているものかと考えております。今回の評価につきましては、28年度の評価ですので、若干1者応札の割合等が悪くなっておりますが、29年度の発注状況におきましては、昨年度の要項変更などを受けまして、若干ですが1者応札割合や平均応札者数について改善の傾向が見られます。このことから、次期において、29年度分の評価を踏まえまして、また3カ月後に予定されております実施要項の審議までの間において、要件緩和等の必要性について再度十分に分析、検討の上で改善すべき事項については反映させていただき、その上で、来年度以降の評価において、今後、継続すべきか否かについては判断することが妥当と考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました入札結果及び事業評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○井熊副主査　お願いします。ご説明ありがとうございました。数字だけを見れば落札率とか、それから1者応札の状況から見て、民間企業が中心となったところに関しては数字がよくなっているかなと思うので、SCOPEから民間企業への移転をいかに進めるか、これは前も申し上げたかもしれませんが、やっぱりそこに国交省さんがどれだけ前向き、真剣に取り組むかというところが結構あるのかなということがあります。

あともう一つ、建設コンサルタント業界の慢性的な技術者の不足ということがあるんですが、これはほんとうにほかの建設コンサルタント業界全般においても確認されている状況なのかどうかということを知りたいんですけども。これは総務省さんの資料かもしれませんが。競争性が改善されない要因ですね。

○魚谷室長　総務省の資料なので私が答えるべきかどうか。

○井熊副主査　建設コンサルタント業界のことを国土交通省さんのほうがよくご存じかなと思って聞いたんですが。

○魚谷室長　慢性的な技術者不足というのは、基本的には建設業界全体に非常に大きな課題になっていますので、一般論としてはそういったことが言えると思います。

○井熊副主査　建設コンサルタント業界がかかわっているような仕事というのは、ほかの仕事でもやっぱり1者入札がこれほど多くなっているんですか。

○魚谷室長　そこは分析をしていませんので、調べてみないとわからないですね。

○井熊副主査　あと、1点目のSCOPEから民間への移転ということについてはいかがですか。

○魚谷室長　昨年度もお話があったかと思いますが、その際にもお話しさせていただきましたけども、今、所管関係がなく、発注者と受注者の関係ですので、一方的に受注をやめろとか、そういったことを言うのはなかなか制度的にも難しいかなとは思っています。結果論かもしれないですけども、今回の資料の1ページを見ていただきますと、SCOPEと民間のJVは相当割合が減っているので、SCOPEも、民間とのJVとか、そういったところは徐々に撤退をしようとしているのではないかなとは思っています。

○石堂主査　よろしいですか。

○井熊副主査　はい。

○石堂主査　やっぱりSCOPEの動きというのは気になるわけですけど、港湾、空港の

ところを見ると、どうもSCOPEが入ったジョイントベンチャーの多くは発注額の割合なんかを見ても減っているんですね。そうすると、SCOPEは一般法人ですから、やっぱり収益がないと困るという意味では、この業務からだんだん引いていくような感じなんだろうかと。逆に言うと、ここで引いた分どこかで仕事を増やして、SCOPE自体の事業ボリュームというのは確保しつつ、ここからだんだん抜けていっているとすれば、その他に入ってくる業者が育たないと、ほんとうに国交省さんとしてはこの業務の担い手がいなくなるという危険があるわけです。その辺、私の考えでは、内閣府のほうで全部情報は得られると思うので、SCOPEの事業ボリュームの年度推移との中でこれが占めている分の比率がどうかというのはちょっと注視していただくといいかなという気はします。

それから、さっきの発注状況の表の中で地域別というのがあったと思うんですけども、これは1つ前に道路、河川のやはり国交省さんの案件で、同じような表で出てきたときに、1者応札の地域別状況で、大都市は比較的いいんだけども地方ではというのがあったんですけど、こちらのほうは、なぜか関東と中部と近畿とが平成29年度で100%と、件数も少ないですけども、逆に地方より大都市が悪いんですね。これは何か奇異な感じを受けていて、やっぱり大都市にはそれなりに業者さんもいて、1者応札は減るんじゃないのという気がするんですけど、ここは何かあつちとは違う事情があるということなんですかね。

○魚谷室長 具体的にわからないので、少し調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○石堂主査 はい。

○魚谷室長 例えば関東だとどうしても大型な工事が多いので、案件自体が大型にならざるを得なくなっているもので、それが原因になっている可能性もあると思います。

○石堂主査 ちょっと目立つといいますか、そんな感じがありますので。

あと、先ほどの件名でも国交省さんのほうに申したんですけど、評価のときに、これは集合件名なので平均で物申してくるのはやむを得ないんですけども、公共サービスの質に関する総合評定で60点以上だということで77点ぐらいでいだろうということなんですけども、個別の案件で見たら、本来守るべき60点も下回っているというようなものがあるのかどうか、それをちょっとチェックしておいてほしいなと思います。そして、これはもう5期目ということで、今回やると次あたりはどうするか、身の振り方を決めなきゃだめな時期になると思いますので、そのときに、契約件名ごとに見ていくと全然質が守られていないものが残っているというのはちょっと問題かなと思いますので、平均点は

平均点としつつ、極端に悪いのではないかと、悪いのがなくなるのがいいと思うんですけど、その辺をちょっと見ておいていただければなと思います。

それから、これも先ほどの案件との比較してしまうのですが、港湾の場合には、3年契約というのはやっぱり性質上あまり考えられないんですか。2年までというふうになっているようなんですけども。

○魚谷室長 3年国債とかを組んでいる工事自体があまりないと思うので、なかなか組みにくいというのがあると思います。

○石堂主査 ただ、業者さんのほうの意見としては、技術者の確保も、長く使ってもらえるのならという観点の一つあるかと思いますが、あわせてご検討いただければありがたいなと思います。

○魚谷室長 はい。

○石堂主査 事務局、何かございますか。

○事務局 先ほどの慢性的な技術者の不足について、総務省評価（案）について書いたものですが、去年と、あとその前の年の実施要項の審議において、国交省さんのほうで実施したアンケートの結果を出しております、その中にそういった意見が大変多いという形で出ていたので引用させていただいております。

○石堂主査 市場全体の問題というとなかなかこの場で、「じゃ、対策を」といってもできない問題になってきますので微妙なところがありますけども、全体の状況としては、そんな認識はひょっとして皆さんが持っているということかと思えますね。

それでは、本日の審議を踏まえまして、民間競争入札を継続していくという方向で監理委員会に報告することといたしたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省港湾局退室、農林水産省入室）

○石堂主査 それでは、農林水産省の政府米販売等業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、農林水産省政策統括官付貿易業務課、牛草課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○牛草課長 ありがとうございます。農林水産省政策統括官付貿易業務課長の牛草でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもは、平成23年度から、政府所有米穀の販売等業務ということで、民間委託先である受託事業体を公共サービス改革法に基づく民間競争入札のスキームにのっとり選定してまいりました。毎年、本委員会において実施要項をご審議いただいた上で、受託事業体の選定入札を行うということで、それぞれの年度において複数社、具体的には3社の受託事業体と契約を締結し、事業を実施してまいっているところでございます。昨年度、本委員会において、平成23年度の事業について、初めて公共サービス改革法の対象になった年度でございますが、その事業の評価を頂きました。平成23年度の事業については、良好な結果として評価を頂き、本委員会で新プロセスへの移行をお認めいただきました。本日は、平成24年度の事業について、実施状況を取りまとめておりますので、評価をお願いしたいと思います。

平成24年度の実施状況については、昨年度と同様、まず確保されるべき質について目標を達成しているか、2番目に、民間事業者の創意と工夫が発揮されて、質の維持・向上の点で具体的に効果を上げているか、3番目として、経費の削減の点で効果を上げているかという観点により、作成をしております。私どもとしては、事業の質は確保され、また経費についても、以前、農林水産省が自ら業務を行っていた当時と比較して削減されていると考えております。

また、平成23年度以降、平成28年度まで毎年実施要項をご審議いただいて、そこで頂いたご指摘も踏まえて、競争性を向上させるために入札の対象項目を追加するなどの見直しを行ってまいりました。そこで、経費削減にも取り組んでいるというところでございます。

詳細について、担当の西村からご説明をさせていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○西村米流通調整官 政策統括官付貿易業務課米流通調整官、西村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速お手元の資料4に基づきまして説明をさせていただきます。民間競争入札実施事業政府所有米穀の販売等業務（平成24年度契約）の実施状況についてというものでございます。

事業概要は昨年来ご説明しておりますように、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」）に基づき、平成24年度に政府が買い入れを行った政府所有米穀のうち国内産米穀及び外国産米穀（SBS方式により輸入された米穀は除く）の販売、保管、

運送等一連の業務ということでございます。事業実施期間につきましては、平成24年8月2日から平成30年3月31日までということでございます。平成24年度の受託事業体につきましては、住友商事株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社の3社を選定したということでございます。契約金額ですが、これはあくまでも事業期間の委託の限度額でございますけれども、各社約103億円ということになってございます。

それから、(5)の受託事業の決定の経緯でございます。民間競争入札実施要項(以下「実施要項」)に従いまして、入札参加者6者、うち1共同企業体が入っているところから提出された企画書、入札書類によって実施要項に定める入札参加資格、例えば公サ法第10条の規定にある暴力団関係者ではない者であるとか、それとか食糧法に基づく米穀の出荷販売の届出業者であったり、それから競争参加資格審査においてAランクの格付けを得ている企業かどうかということにつきまして確認をしたわけでございます。その上で、参加資格を満たす者に係る入札価格について開札を行い、いずれも予定価格の範囲内であったことから、特別会計に関する法律施行令に基づきまして、入札価格の低い者から順次、外国産米穀の取り扱い希望数量合計の和が外国産米穀の委託予定数量60万トンに達するまで選定したところでございます。あくまでも国が買い入れる米というのは国内産米穀と外国産米穀でございますけれども、国内産米穀につきましては、国の指示によって販売するというところでございまして、受託事業体が需要に即して販売する外国産米穀が委託予定数量に達するまで選定をするという手法をとっておるところでございます。

続きまして2ページでございます。確保される質の達成状況の評価ということでございます。これにつきましては、実施要項に基づきまして、毎年度私どもとしまして立ち入り調査等を行って、内容の確認を行っておるところでございます。

具体的な結果に移らせていただきます。(1)でございます。政府所有米穀の安全の確保等のうち、政府所有米穀の安全の確保でございます。はじめに受託事業体は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づいた記録を作成して、5年間保存しておりました。

次に、政府所有米穀の保管に当たりましては、受託事業体自ら、または民間倉庫に委託して保管することになっておりまして、受託事業体は保管マニュアルを作成しまして、各政府保有米穀を保管する全ての倉庫に備え付けて統一的な管理を行っているということでございます。

さらに、政府所有米穀のうち、外国産米穀を販売するに当たっては、その全量について

販売前にカビ確認等の作業を行い、カビ状異物の有無の確認、関連法令に基づくカビ毒検査を実施して、実施後1カ月以内に販売を行うということでございまして、このカビ確認作業量につきましても、民間競争入札実施前と実施後に調査したところ、1日あたり27.5トンから47.9トンと大幅に効率化が図られているところでございます。さらに流通不適米穀でございますが、これは食品衛生法に違反する米穀であつたりとか飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定により販売をしてはならない米穀ということでございますが、これは、農林水産省の不用決定通知を受けて、受託事業体が廃棄計画を策定して農林水産省への報告の上、確実に廃棄処理を行い、廃棄の完了を農林水産省に報告しているということでございます。

続きまして、政府所有米穀の適正な流通の確保ということでございます。次ページになりますけれども、米穀の流通に関する法律の規定を遵守して、政府所有米穀の販売を行っており、法令に違反する行為はなかったということでございます。

また、政府所有米穀のうち外国産米穀について、受託事業体は毎年、農林水産省の承認を受けた年間販売計画に基づいて加工用、飼料用等に販売を行っております。受託事業体の年間販売計画に対する販売実績は、政府所有米穀の販売が本格化する平成25年から平成27年度ではほぼ販売実績は年間販売計画どおりとなっております。ここで1点、平成24年度につきまして、若干年間販売計画と販売実績の乖離がございます。本来、平成24年度に政府が買い入れる外国産米穀は、平成24年度の秋口から平成25年度の夏過ぎまでにかけて順次輸入されてくるわけでございますが、平成24年度内に入港予定の船が冬場の悪天候等の影響により、入港が遅れたということもございまして、年間販売計画と販売実績に乖離が生じているということでございます。その表の下、さらに以下でございますが、政府所有米穀のうち、国内産米穀である備蓄米の販売は、農林水産省の備蓄運営方針に基づき確実に行われているところでございます。受託事業体が受託した備蓄米8.5万トンにつきましては、一定期間備蓄後、全量が飼料用等の非主食用として販売されたところでございます。

なお、備蓄米の非主食用への販売に当たっては、常時備蓄水準が91万トンから99万トンとなるように行っているところでございます。

続きまして4ページでございます。備蓄の適正な運営の確保でございます。備蓄米については、食糧法に基づき米の著しい生産の減少によりその供給が不足する事態に備えるために保管しているところでございまして、先ほどご説明させていただきましたように保管

マニュアルにおいて、穀温、それから庫内湿度の管理基準、倉庫へのお米の入庫時の品質確認、倉庫の点検整備並びに保管米穀及び設備の異常発見時の対応を具体的に定めて、これを適正に行うこととしているところでございます。

また、その他の各業務において確保すべき質として、受託事業体は、業務方法書を仕様書に即して自ら作成し、農林水産省の承認を受けた上で各業務を適正に実施しているところでございます。

続きまして(2)でございます。創意工夫の発揮ということでございます。(1)に係る事業の質の確保のほか、受託事業体におきましては、具体的に全国9ブロックにおいて保管・運送業者等を対象とした情報交換会を開催して、当該業務における保管・管理について独自で作成した資料に基づき、留意事項なり情報共有を実施しているという受託事業体、また、自ら保管・運送を行えない受託事業体については再委託を認めているところでございますが、その再委託先と基本的に週1度、定例会議を開催して、販売等業務に関する情報の共有、指示事項の徹底を図っているという受託事業体、また、全国各支店の保管倉庫責任者を招集して、保管・管理における技術指導等について、みずから作成したDVDを用いて統一かつ視覚的に示すなどにより情報共有を実施しているという受託事業体がございました。

続きまして、事業経費の状況及び評価でございます。政府所有米穀を農林水産省自らが販売・管理していた際の事業経費総額と民間競争入札実施後の委託費総額を比較するということにつきましては、昨年度も申し上げましたように備蓄の運営方式が回転備蓄から棚上備蓄に変わった時期でございまして、回転備蓄、いわゆる二から三年程度保管後、主食用に販売するという方法から、棚上備蓄として、備蓄米の放出がなければ5年程度保管後、飼料用等に販売するという、保管期間であるとか販売先条件が異なることから、総額で比較するということが適当ではないのではないかということから、平成21年度における政府所有米穀の販売に係るトン当たりの経費と平成24年度契約におけるそれとの経費を比較することとしております。その結果、この資料にございますように、1トン当たり約1万1,000円の経費が削減されているところでございます。具体的には、下の表にもございますけれども、1万585円のうち、約8,600円程度が今回民間に委託することによって人件費が節約できて、職員を米の流通監視という行政ニーズを踏まえて、そちらの業務に当たらせることができたということでございます。表の下のもた以下でございます。委託業務のうち、安全性の確認をするためのカビチェック荷役でございますが、これは備

蓄運営方式の変更の影響を受けず、国が実施している場合と、民間に委託した後も、基本的には方法に変更がないことから、一つの比較の例としてここに載せさせていただいてるところでございます。平成21年度の決算ベースでは1トン当たり8,238円に対して、平成24年度契約分は1トン当たり4,192円となっており、平成23年に引き続き約50%と経費が節減されているところでございます。

ここで、先ほど説明を漏らしておりましたけれども、弊省の資料につきましては支払いベースで整理をしておりますので、税込みという整理にしております。後ほど総務省からの説明は税抜きということですので、そこは若干触れさせていただきます。

続きまして、最後6ページでございます。全体的な評価というところでございます。上述のとおり農林水産省が作成する仕様書、受託事業体が自ら仕様書に即して作成した業務方法書に基づき業務が適正に行われており、流通不適米穀の市場への流通はなく、廃棄が確実に行われており、事業の質が確保されているとともに、経費についても削減されると我々としては認識しているところでございます。

また、政府所有米穀の販売等業務を包括的に民間委託したことに伴い、先ほど触れさせていただきましたが、人員を米トレーサビリティー等の流通監視業務に配置転換したことにより、人件費も削減されているところでございます。

さらに冒頭、課長の牛草の方からもご説明させていただきましたが、平成23年度から平成25年度までは販売手数料のみを入札対象としておりましたが、定額の単価により支払われる物品管理手数料の収入を前提として非常に低価格入札になっておりまして、また、経費の大半を占める保管経費、運送経費が定額の単価により支払われておりました。このため、より競争性を向上させ、経費の削減を図るという観点から、平成26年度からは保管経費、物品管理手数料を、平成28年度からは、運送経費を入札対象に追加するなど、見直しを段階的に行っており、経費節減に取り組んでいるところでございます。今後また、平成26年度、平成27年度、平成28年度の評価をいただく際には、その部分も含めて資料を作成させていただきたいというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますが、今後の事業につきましてはのところでございます。本事業につきましては、確保すべき質が達成され、農林水産省が自ら業務を行っていた平成21年に比べて経費の削減が図られたのではないかと私どもとしては認識しているところでございます。本件につきましては、平成23年度契約分に係る昨年度の評価の結果、新プロセスに移行し、平成29年度分の事業が開始されるところでございます。

また、事業の契約期間でございますが、備蓄米の販売に要する一定の期間を勘案して6年としております。競争の導入による公共サービス改革に関する法律第30条に基づく財政法の特例を適用していることも踏まえ、平成30年度契約分につきましても、引き続き新プロセスでの実施を通じて公共サービス改革法の趣旨に沿って、サービスの質の維持向上及び経費の節減を図ることとしたいと考えておりますので、評価のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして同事業の評価について、総務省よりご説明をお願いします。説明時間は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、資料Dに基づきまして、総務省の評価（案）についてご説明いたします。

1 ページ目の事業の概要等でございますが、今しがた事業主体さんのほうからご説明がありましたので、割愛させていただきますが、選定の経緯にも記載しておりますように、本件は昨年度、1期目、平成23年度契約分の評価を行いまして、その結果を踏まえ、今年度の契約分から新プロセスへ移行している案件でございます。

2 ページ目をお願いいたします。対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、まず、確保されるべき質の達成状況でございますが、大きく3点ございまして、①政府所有米穀の安全の確保ということで、受託事業体は、政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めた保管マニュアルを保管する全ての倉庫に備えつけ、統一的な管理を行うとともに、法令の基づく取引、搬入・搬出に係る記録を作成し、5年間保存しているという状況、また、外国産米穀につきましては、販売前にカビ状異物の有無の確認、それからカビ毒検査を全量実施し、実施後1カ月以内に販売を行っていたということ。それから、流通不適米穀が発生した43件全てについて廃棄計画を策定・報告の上、確実に廃棄処理を行い、その点を農林水産省に報告していたという点。②政府所有米穀の適正な流通の確保ということで、外国産米穀につきましては、年間販売計画に基づき、おおむね加工用、試料等に販売を数量どおり行っていたところでございます。さらに、備蓄米につきましては、受託事業体が受託した分につきましては、一定期間備蓄後、全量を資料等の非主食用として販売されたという点。③備蓄の適正な運営の確保でございますが、きちんと保管マニュアルに沿って品質の保持に努めながら、備蓄米を安定的に保管・供給できる体

制を整えていたという点を評価してございます。その下、民間事業者からの改善提案でございしますが、各事業者についての取組を記載しております。保管、運送業者等に対して、その留意点等をきちんと共有する点について工夫を凝らしていたという点を評価してございます。

3 ページ目、実施経費でございしますが、先ほど事業主体さんからご説明がありましたように、税抜き表記で統一させていただいております。全体の金額といたしましては、備蓄運営方式が変更されておりますので単純に比較することはできませんが、トン当たりの経費で比較しておりまして、削減率といたしましては、約3割程度削減しているというふうに評価してございます。その下の表の中で、単純比較が可能なカビチェック荷役の部分についても、従前のときに比べまして約半分程度に削減されているという点を評価してございます。

(4) 評価のまとめでございしますが、業務の実施に当たり確保されるべき質につきましては、先ほどご説明した3点について、いずれも達成していると評価してございます。また、民間事業者の改善提案によりまして、独自に作成した資料を用いて保管・管理等における留意点を関係者間できちんと共有するなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の維持・向上に貢献したものと評価しております。経費につきましても、備蓄運営方式が変更されましたので同等に比較はできませんが、販売数量当たりの経費は約3割削減され、質の維持・向上、経費削減の双方が達成されたというふうに評価してございます。

今後の方針でございしますが、先ほどご説明したように1期目の評価結果を踏まえて、直近の契約につきましては新プロセスで実施してございます。24年度契約分についての実施状況につきましても、以下、①から⑥に記載しておりますように良好な実施状況となっております。市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針の基準を満たしておりますので、引き続き新プロセスにより実施することが適当であるというふうに考えております。なお、先ほどご説明がありましたように、平成25年度契約分から28年度契約分については、引き続き評価をしていくこととなりますけれども、その間に入札対象経費を拡大してきておりますので、今後の評価に際しては、そのことによる経費削減効果についても検証していきたいというふうに考えております。

総務省の評価（案）については以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、質問、あるいは意見のある委員はご発言をお願いします。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。この事業につきましては、事業範囲の拡大でありますとかいろいろな工夫によって競争性の確保であるとかコスト削減とか、成果を出してきているのかなというふうには思っております。そういった意味で、ぜひ順調に事業を進めていただきたいと思いますけれども、若干今後のことで懸念というかあるとすれば、やはり落札者の固定化ということが進むことかなというふうに思います。今でも説明会参加者は9者あって問題ないんですけども、ただ、説明会に来られたのに応札しなかった方がなぜ応札をしないのかとか、昨年まで来られていた人がなぜ来なくなったのかとか、やっぱりその辺のところというのをトレースしながら、良好な競争環境が維持できるようにぜひご留意していただければなというふうに思います。

○石堂主査 私もこの案件にずっとお付き合いしてきておりまして、入札対象の範囲の拡大とかいろいろご協力を得ながら、ほぼいい形になって、しかも立派にやっていると思うんですけど、結構、受けた業者と他の業者の連鎖といいますか、そういう体系の中で全体として行われていると思うんですね。要するに商事会社自身が何から何までやっているわけではなくて、その下でさらに受ける、いわば企業のグループとして見たときに、各段階でいろいろ不平とか不満というのは特段出てきていないものなのかなというのが、大分年数もたってきて思うんですけども、特段そういうものはないんですか。

○西村米流通調整官 その部分につきましては、保管料まで入札の対象を拡大することによって若干保管料単価が下がっておりますが、下がり過ぎということについて、経費を節減する立場である私どもが、どうこう言うのはどうかというのはあります。

一方で、保管料が極端に下がり過ぎますと、政府所有米穀に対して、保管業者が責任をどこまできちんと持ってくれるかについて、若干危惧をしているところでございますが、そのところは、受託事業体を通じて各保管業者等々に善良な保管を徹底するよう指導をしているところでございます。

○石堂主査 結局サービスの質の確保みたいな話だと思いますので、そこら辺にも目配りをお願いしたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、私は長くお付き合いしている件名なんですけど、今日ふと思ったんですけども、流通不適米穀を最終的に廃棄する、すると廃棄の証明をするというところに目がとまったんですけども、この廃棄というのは実体的にどうするのか

などということと、それから、廃棄されてしまういわばトン数といいますか、どのぐらいの数量があるのかなというのは、もしわかったら教えていただきたいなと思うんですけども。

○西村米流通調整官 まず、廃棄の方法でございますが、廃棄の方法は、基本、焼却を前提としております。もう一つの方法で、埋却というか、埋めるということも容認しておるわけでなんですけれども、現時点でやられているのは専ら焼却処分でございます。

それから、年間の不用決定というか、廃棄される量でございますが、これは若干一概に言えないところがございます。不用決定年度ですが、平成23年度のように東日本大震災の時のように、倉庫が津波の被害等にあつた場合につきましては、量的にも3万トン程度まで増加する年もございますし、それ以外の場合であれば、500トン程度であるとか1000トン程度であるとか、あと、あまりこの評価の場で申し上げるべき内容ではないのかもしれませんが、倉庫火災というものが発生した時には量が若干増えたりとかいうことで、3,000トン弱程度という年もございます。

○石堂主査 聞いてみようかなと思ったのは、焼却、あるいは埋却というお話だったんですけど、それ以外にはやっぱりどうしようもないものなんですか。流通不適という言葉の意味を理解していないかもしれませんが、要するにもうほとんど置いておいたら危険な物のように、燃やしてしまうか土に深く埋めるしかどうしようもないものなんですかね。

○西村米流通調整官 流通不適米穀というものは、例えば輸入段階で大きな袋の中にカビがあつたりとか、先ほど申し上げました津波で水を被つたもの等であつたりします。弊省としまして、過去そういうカビの生えたお米というものを工業用に販売したことによって、それが市場で転売されたというような負の遺産を抱えているわけでございまして、確実にそういうものが人の口に入らないようにする必要がございます。そのような過去の経緯を踏まえて焼却、若しくは埋却という対応をとらせていただいているところでございます。

○石堂主査 わかりました。

ほかよろしいですかね。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ、新プロセスでやっていくということで監理委員会に報告することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省退室)

— 了 —